

四條畷市農業委員会議事録

開催 令和6年7月9日

四條畷市農業委員会議事録

令和6年7月9日(火)午後1時30分

四條畷市役所 東別館2階 201会議室にて開催

1 本日の出席委員

会 長	中西 久雄
委 員	丸石 正、南野 靖博、西川 一也、北田 澄子 土井 一憲、岡嶋 祐之、久門 廣美、林 秀一 村上 治、小林 克重、西尾 秀文、片下 周司、田中 邦明

2 本日の欠席委員

3 本日の事務局職員

事務局長	渡邊 卓嗣
事務局長代理	森 大和
事務局書記	久保 光希
事務局書記	衣笠 航平

4 本日の議案

日程第1 [議案第37号]	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第2 [議案第38号]	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件
日程第3 [議案第39号]	農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件
日程第4 [議案第40号]	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の事前協議の件
日程第5 [議案第41号]	特定農地貸付け承認申請の件

5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。
本日の議事録署名者には、南野 靖博委員と西川 一也委員のお二人にお願いしたいと思っております。よろしくお願い致します。
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思っておりますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願い致します。
(四條畷市農業委員会規則第9条の規定により会議成立)

日程第1

議案第37号

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第37号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。
中野1-935-1、塚脇町981-2、982は歴史民俗資料館の北側付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は長屋の建築及び露天駐車場となっております。
今回は、中野1-935-1がすでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の岡嶋委員、南野委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
番号2の場所については、位置図No2をご覧ください。
中野本町300-1、300-2は四條畷郵便局の東側付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。
今回、すでに転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで始末書を提出して頂きました。
なお、地区農業委員の岡嶋委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第2

議案第38号

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長
事務局長
事務局書記

議案第38号につきまして、事務局より議案を朗読します。
議案朗読。詳細については担当より説明します。
それでは、ご説明いたします。
農地法第5条の届出とは所有者を変更し、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。
番号1の場所については、位置図No3をご覧ください。
中野本町369は市民総合センターの西側付近です。
現況は、スクリーンのとおりで、転用目的は住宅の建築となっております。

なお、地区農業委員の岡嶋委員ともご相談のうえ、現地調査を不要としましたので、5条の届出を受理いたしました。
事務局からの説明は、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会報告と致します。

日程第3 議案第39号

農業経営基盤強化促進法附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画の承認決定の件

議長 議案第39号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局 議長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
この法律は、農業者の経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展に寄与することを目的とする法律であり、市が貸し手と借り手の間に入り、農地利用計画を作成することで権利を移動させます。
番号1の場所については、位置図No4、5をご覧ください。
大字上田原44-2ほか13筆は田原支所の南側付近でございます。
現況は、スクリーンのとおりです。貸借期間は3年であります。
7月2日(火)午後1時30分から地区農業委員の小林委員、西尾委員と現地立会調査を行いました。
事務局からは、以上でございます。
議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。
全委員 なし。
議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第4 議案第40号

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項に基づく農用地利用集積等促進計画の作成の要請の事前協議の件

議長 議案第40号につきまして、事務局より議案を朗読します。
事務局 議長 議案朗読。詳細については担当より説明します。
事務局書記 それでは、ご説明いたします。
農地中間管理事業とは、農地の貸借について農地の貸し手と借り手の間に農地中間管理機構(大阪府みどり公社)が仲介し、貸借を促進するものになります。通常の許可申請とは違い、今後農用地利用促進計画といういわゆる契約書に等しい計画書を公社が大阪府へ申請し、その計画を大阪府が公告することで権利が移動します。
権利については、農地所有者と公社で貸し借りの権利が、公社と法人で

貸し借りの権利がそれぞれ発生します。

今回、農地所有者から農地を公社へ貸付する申出書が、農業委員会に対し提出されたので、公社に対し計画書作成に関する協議を依頼するものです。

番号1の場所については、位置図No6をご覧ください。

対象は下田原1168となっており、今後ほ場整備の場所になる予定となっております。当初、所有者が施設に入居しておりほ場整備の参加意思の表明がなかったため事業区域としていなかったようですが、今回所有者に後見人がつき、その後見人からほ場整備へ参加したい旨の意思表示があったことから地区として事業区域に入れることとなったものです。法人については、現在認定農業者となっております。

事務局からは以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

日程第5 議案第41号

特定農地貸付け承認申請の件

議長 議案第41号につきまして、事務局より議案を朗読します。

事務局 議長 議案朗読。詳細については担当より説明します。

事務局書記 それでは、ご説明いたします。

この申請は市民農園を開設するために必要なものであり、農地を区割りして利用者に貸し出すためには、特定農地貸付法により、農業委員会の承認が必要になります。

各区は10a未満で、貸付期間は5年を超えない、利用者の営利を目的としない農作物の栽培などの要件があります。

番号1の場所については、位置図No7をご覧ください。

大字上田原319ほか2筆は正伝寺の東側付近で、現況はスクリーンのとおりでございます。

貸付区画は一区画33㎡から48㎡で、17区画、賃料は年間1㎡あたり300円で貸し出す予定になっており、地区の掲示板、チラシ配布を通じて入園者の募集を行うとのことです。

7月2日(火)午後1時30分から地区農業委員の小林委員、西尾委員と現地立会調査を行いました。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

全委員 なし。

議長 ないようですので、この件については委員会決定と致します。

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会
はこれをもって閉会とします。

午後2時30分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和 年 月 日 (議長)会 長

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 委 員

令和 年 月 日 書 記